**令 和 ５ 年 度 予 算 編 成 要 綱**

**１　全般的事項**

（１）予算の調製

予算の要求に当たっては、部内及び関係各課で調整の上、必ず部長決裁を受けた後、提出すること。保育所、児童センターの要求はこども支援課で、小中学校及び義務教育学校の要求は教育総務課及び学校教育課で、公民館の要求は生涯学習課で内容を取りまとめの上、提出すること。図書館の予算については、直接財務会計システムにより要求することとなるが、生涯学習課とよく調整すること。

（２）通年予算の徹底

令和５年度もこれまでどおり通年予算の徹底を図るので、年度を通じて予測される全ての収入及び支出を把握すること。予算要求時点で未確定の部分についてもできる限り情報を収集し、要求額に反映させること。

（３）見積額の適正化

予算の見積りに当たっては、限られた財源で最大の効果を挙げるよう既定の事務事業の見直しを行い、的確な基礎数値に基づき必要最小限にとどめること。また、長期継続契約により、委託料、借上料、役務費等の縮減が可能なものについては、積極的にこれを行うこと。

（４）事務事業の民間委託等

施設の運営、事務事業の執行において民営化や民間委託、官民協働や広域化等による効率的な運営と執行が期待できるものについては、これらを積極的に推進する方向で検討すること。また、シルバー人材センターや障害者就労施設等に委託可能なものは、積極的に活用すること。

（５）行政評価の反映

事業ごとに、別途行政評価委員会から通知される行政評価結果を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルを意識した予算要求を行うこと。特に、行政評価の結果「改善」、「見直し」または「休廃止」とされたものについては、当該結果を踏まえた対応方針を明確にすること。

（６）その他

・　組織機構の変更や人員配置の見直しを伴う事務事業がある場合は、事前に総務課及び政策企画課と協議すること。

・　新たに電算化を行う業務で、電子計算機利用検討委員会の承認を要するものについては、手続きの終わっているもの又は終わる見込みのあるものについてのみ要求すること。

・令和５年10月１日から消費税の適格請求書保存方式が導入されるにあたり、必要となる経費を遺漏なく要求すること。

**２　歳入に関する事項**

（１）市税

国の施策、税制の改正、経済及び社会情勢の推移を考慮の上、前年度及び前々年度の収入状況等を十分勘案し、新型コロナウイルス感染症の影響による減収額を含め、的確な見積りを行うこと。また、税負担の公平化を期するため、課税客体を的確に把握するとともに、徴収率の維持・改善を図り、滞納額の縮減に努めること。

（２）地方交付税

令和５年度地方財政計画の動向を見極めながら、できる限り当該年度の基準財政需要額及び基準財政収入額の正確な把握に努めるとともに、国の特例措置の動向等を注視し、的確な見積りを行うこと。

（３）分担金及び負担金

対象事業の内容と受益の程度を十分分析し、適正負担を考慮の上、引上げ可能なものは積極的に見直しを検討すること。また、徴収率の維持・改善を図り、滞納額の縮減に努めること。

（４）使用料及び手数料

対象事務に要する費用について精査を行い、根拠ある原価計算により適正な額を見積るとともに、他市の状況、過去の料金改定の時期等を検討し、適正な料率、料金の確保に努めること。また、徴収率の維持・改善を図り、滞納額の縮減に努めること。

（５）国、県支出金

国県の予算編成の動向に十分注意し、交付基準に基づく補助率、補助単価、補助対象事業量を的確に把握し、過大、過少な見積りとならないようにすること。

（６）市債

地方債同意等基準、地方債計画並びに地方交付税措置を十分に検討し、発行額を見積ること。地方債の発行に当たっては、地方交付税措置のあるものを優先し、地方交付税措置のないものの安易な発行は避けること。なお、市債は将来の財政負担を伴うものであることから、対象事業の必要性を再検討し、事業規模の縮小・延伸等により、借入金の抑制を図ること。

（７）財産収入

財産売払収入については、未利用財産の積極的な売払いを進めるとともに、売払い可能な財産がある場合は、適正な収入額を見積ること。財産貸付収入については、現行の貸付料等に検討を加え、現状に即した適正な額を見積ること。

（８）その他の収入

・　諸収入、寄附金等については、収入の原因となるべき事項及び収入見込額を的確に把握するとともに、収入の確保に努めること。新たな広告媒体の導入など新しい財源を確保する仕組みについて、積極的な検討を行うこと。

・　受託事業収入のうち、県から受託する普通建設事業及び災害復旧事業に係るものについては、原則として事業費の5％を事務費として計上するよう努めること。

**３　歳出に関する事項**

（１）人件費

人件費の過度な増大を抑制すべく、職場の再点検を行うこと。事務の執行に当たっては、職員の健康を確保するとともに、計画的、組織的な対応を行うことで、超過勤務の抑制を図ること。各種委員会の委員報酬については、その目的や委員の構成等について再度見直しを行い、類似の委員会があるものについては、その統廃合について積極的な検討を行うこと。

会計年度任用職員の人件費についても、一般の職員人件費と同様、総務課要求とする。会計年度任用職員の配置を予定する所属においては、その必要性や配置計画について総務課との十分な情報共有を図り、要求内容に遺漏の生じないよう、特に注意を行うこと。

（２）物件費

ア　旅費

目的、効果等を考慮の上、必要最小限の要求にとどめること。安易に電車や自家用車による出張は行わないこととし、定例的な大会・協議会への形式的な参加は廃止するなど、管内旅費の削減を図ること。なお、資格取得・研修等を伴う旅費については、原則として総務課で対応するので、必要に応じ協議すること。

イ　需用費

①　消耗品費については、前年度の実績に不要不急の経費がなかったか再度の点検を行うことで、経費節減を図ること。

②　燃料費及び光熱水費については、より一層の省資源、省エネルギーに徹し、経費節減を図るとともに、価格高騰による影響も十分精査すること。

③　食糧費については原則廃止とする。やむを得ず要求する場合は、その理由を明確にすること。

④　印刷製本費については、市のホームページや庁内のポータルサイトを有効に活用し、会議資料や報告書等の作成部数の抑制を図ることで、経費節減を図ること。

⑤　修繕費については、各施設の現状を十分把握し、適時の修繕を行うことで、後年度の負担増とならないよう配慮すること。

⑥　新型コロナウイルス感染症対応に係る費用（マスクや消毒薬等）については、引き続き各課で対応することとするので、所要額の適切な見積もりを行った上で、要求漏れや過大要求のないよう、特に注意すること。

　　ウ　委託料

委託により実施する事務事業の必要性や費用対効果、直営により実施する場合との経費比較等、事業の最適化に向けた随時の検討を行い、必要最小限の要求にとどめること。委託料のうち「名取市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定するものについては、長期継続契約によることを基本とするものであること。

　　エ　使用料及び賃借料

賃借料のうち「名取市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定するものについては、長期継続契約によることを基本とするものであること。

オ　備品購入費

一般事務用備品の新規購入は原則認めない。書類等を保管するための備品については、既存備品の有効利用を図ること。やむを得ず要求する場合は、その理由を明確にすること。

例年、需用費で要求すべき経費を備品購入費で、あるいは、備品購入費で要求すべき経費を需用費で要求する例が散見されるため、「会計の手引き」によりいずれの科目により要求すべきか、再確認を行うこと。

カ　その他

・　コピー代については、安易に前年度実績額で積算するのでなく、経常的経費の削減を考慮した要求とすること。

（３）負担金補助及び交付金

　　ア　負担金

　各種団体への負担金のうち、県内の複数の市町村が統一的に負担しているものについては、宮城県市長会等による「各種団体の負担金適正化会議」及び「仙台地方各種団体負担金適正化会議」の承認額に基づき調製することとしているので、留意すること。新規の負担金については、それが負担金適正化会議において承認されているかどうか確認すること。

イ　補助金及び交付金

各種団体への補助金については、「名取市補助金等検討委員会」において検討することとしているので、別途通知する「令和５年度補助金等の予算要求に係る資料の作成について」により提出する金額により要求すること。

（４）投資的経費

投資的経費については、下記の事項に留意の上、要求すること。なお、新たな施設整備を計画する場合は、費用対効果の十分な検討を行い、適正な規模、構造、人員配置を見込むことで、後年度の負担増とならないよう、慎重な検討を行うこと。

ア　補助事業

国、県支出金を伴う事業については、関係各機関と十分に連絡をとり、補助事業の採択の可否、財源の見通しを確認の上、要求すること。なお、補助事業の名のもとに実効性の少ない事業を安易に受け入れ市費の持ち出しが増えることのないよう十分配慮すること。

イ　単独事業

補助事業との関連性並びにその事業効果、緊急度等を十分検討の上、要求すること。国、県支出金の対象外の事業であっても、公益法人等の補助金の対象となる場合があるので、確認すること。

**４　特別会計、企業会計に関する事項**

（１）特別会計、企業会計についても、予算編成方針の趣旨を十分認識し、一般会計の繰出金を少しでも減らすよう努めるとともに、健全財政の確立を基調として独立採算を堅持すること。

（２）庁舎管理費や電算運営費等、一般会計において執行する費用により公営企業が利益を受けるものについては、料金及び使用料の総括原価方式の下、当該受益の範囲内において適切な企業負担を求めることとするので、所要額について適切に予算計上を行うこと。